

下野宇都宮氏の成立と、その平家政権下における存在形態

野 口 実

はじめに

近年、中世前期における北坂東の武士団に関する研究は活況を呈しており^①、成立期の宇都宮氏に関する新たな研究も続々と発表されている。

鴨志田智啓氏は諸史料を渉猟して宇都宮氏の初代とされる宗円の実在の可能性を指摘するとともに、宇都宮の名字の使用の創始の時期を検討し^②、須藤聡氏は古代以来の下野国の地域性を論じた上で、近年の武士論研究の成果を踏まえながら当国における武士団形成の状況を俯瞰し、その中で宇都宮氏を外来系の豪族級武士として位置づけ、周辺武士団を取り込んで発展していく過程を論じ^③、高橋修氏は宇都宮氏の二代目とされる宗綱の名字地である常陸国八田の歴史的環境を他地域との交流の視点から考察し、宗綱の子知家の系統が常陸国守護として発展していく条件を説明^④。そして山本隆志氏は職能論的武士論に対する批判的な立場から宇都宮氏をとりあげて、その存在形態について多くの重要な指摘を行っている^⑤。

私はこれまでの成立期の東国武士に関する研究の中で、北坂東については秀郷流藤原氏系の小山・足利氏を対象としたことがあるが、宇都宮氏にはその中央権力との関わりを紹介する程度の取り組みを行ったにすぎなかった。⁽⁶⁾そこで、ここでは上記諸先学による新しい研究に導かれながら、鎌倉幕府成立以前の宇都宮(八田)氏の存在形態についてあらためて検討を加えてみたいと思う。

注

- (1) その成果の概要は、高橋修編『実像の中世武士団 北関東のもののみたち』(高志書院、二〇一〇年)に集約されている。
- (2) 鴨志田智啓「宇都宮氏出自考」(『歴史と文化』第四号、一九九五年)・「下野宇都宮朝綱の研究」(『花園史学』第二〇号、一九九九年)。ただし、鴨志田氏の論文は史料の引用や解釈に不正確なところがみとめられる。
- (3) 須藤聡「奥羽周辺地域の武士団形成―下野国を中心に―」(江田郁夫編著『下野宇都宮氏』戎光祥出版、二〇一一年、初出二〇〇二年)。
- (4) 高橋修『常陸守護』八田氏再考―地域間交流と領主的秩序の形成―(『地方史研究協議会編』茨城の歴史的環境と地域形成) 雄山閣、二〇〇九年)。
- (5) 山本隆志「辺境における在地領主の成立―宇都宮朝綱を中心に―」(『鎌倉遺文研究』第二〇号、二〇〇二年、のちに増補・改訂の上、同氏『東国における武士勢力の成立と展開発展―東国武士論の再構築―』(思文閣出版、二〇一二年)の第二章に第一節「宇都宮朝綱の在地領主化」と改題して収録)。
- (6) 拙著『坂東武士団の成立と発展』(弘生書林、一九八二年)・『鎌倉の豪族Ⅰ』(かまくら春秋社、一九八三年)・『中世東国武士団の研究』(高科書店、一九九四年)・『源氏と坂東武士』(吉川弘文館、二〇〇七年)。

一 始祖宗円の実在性について

中世、下野国に権勢を振るった宇都宮氏は、藤原道長の兄で栗田閔白と称された道兼の孫にあたる兼房の子で、近江石山寺の座主をつとめていた宗円が、前九年合戦に際し、下野国宇都宮（二荒山神社）に下って安倍氏調伏の祈禱を行ったことにはじまると伝えられている。⁽¹⁾

この宗円の実在性について検討した鴨志田智啓氏は、『中右記』に所見する「三井寺禪師宗円」を彼に比定した。⁽²⁾私もその可能性を支持したいが、鴨志田氏の論証には首肯しかねる部分もあるので、ここであらためて考察を加えておきたい。

「三井寺禪師宗円」は、天仁二年（一一〇九）十月二十六日条裏書によると、大宮右大臣俊家（藤原氏頼宗流）の子で、『中右記』の記主である宗忠の叔父にあたる。俊家は永保二年（一〇八二）に六四歳で死んでおり（公卿補任）、『宇都宮系図』別本の一つが伝えるように、宗円が天永二年（一一二二）に六九歳で没したとするならば、彼の子であることに矛盾はない。一方、『宇都宮系図』には、宗円が天喜元年（一〇五三）に安倍貞任らの追討の詔を受けた「八幡太郎義家」のために宇都宮に下向したように記されているが、この年、宗円は十一歳にすぎないことになる。⁽³⁾朝廷から安倍氏追討を命じられたのは、義家ではなく、その父の頼義であり、天喜元年は、陸奥守頼義が鎮守府將軍を兼任した年である。実在の宗円を宇都宮氏の祖と考えるならば、彼の宇都宮下向は、義家が主役となる後三年合戦の段階と見るべきなのかも知れない。

『宇都宮系図』にも調伏の祈禱が成就した後に宗円が上落したことが記されているように、もしこの宗円が宇都宮氏の祖であったとしても、彼がそのまま下野に留住・土着はしなかったものと思われる。ただし義家は、後三年合

戦の前後、畿内近国から連れ来たった大中臣氏や首藤氏らの郎等を下野・常陸国内に配置しているから、宗円にも何らかの権益が与えられたと考えることはできよう。

ちなみに、実在の宗円が園城寺（三井寺）に属していたことは、宇都宮氏の祖とされる宗円が前九年ないしは後三年合戦に際して下野に下向し、賊徒追討の祈祷を行ったことの傍証となる事実といえないだろうか。すなわち、『吾妻鏡』元暦元年（一一八四）十一月二十三日条に収められた「園城寺牒」において、三井寺と河内源氏の関係は頼義が園城寺に前九年合戦の戦勝を祈願し、その願いが成就したことにはじまったことを当の園城寺が主張しているからである。頼義の子快誉は園城寺の悪僧として名を馳せるに至っているし、同じく頼義の子である義光が同寺の鎮守神である新羅明神の氏人となって「新羅三郎」と称されたことはよく知られている。また、義家は娘の目の病がこの寺の僧正行観の祈祷によって本復したので、子々孫々の園城寺への帰依を誓ったと伝えられている。⁵⁾

頼義ないしは義家が園城寺僧の宗円に下野への下向を求めた背景をこうした事実を求めることは可能であろう。さらに、宇都宮氏自身も園城寺と一方ならぬ関係にあったことがうかがえるのである。

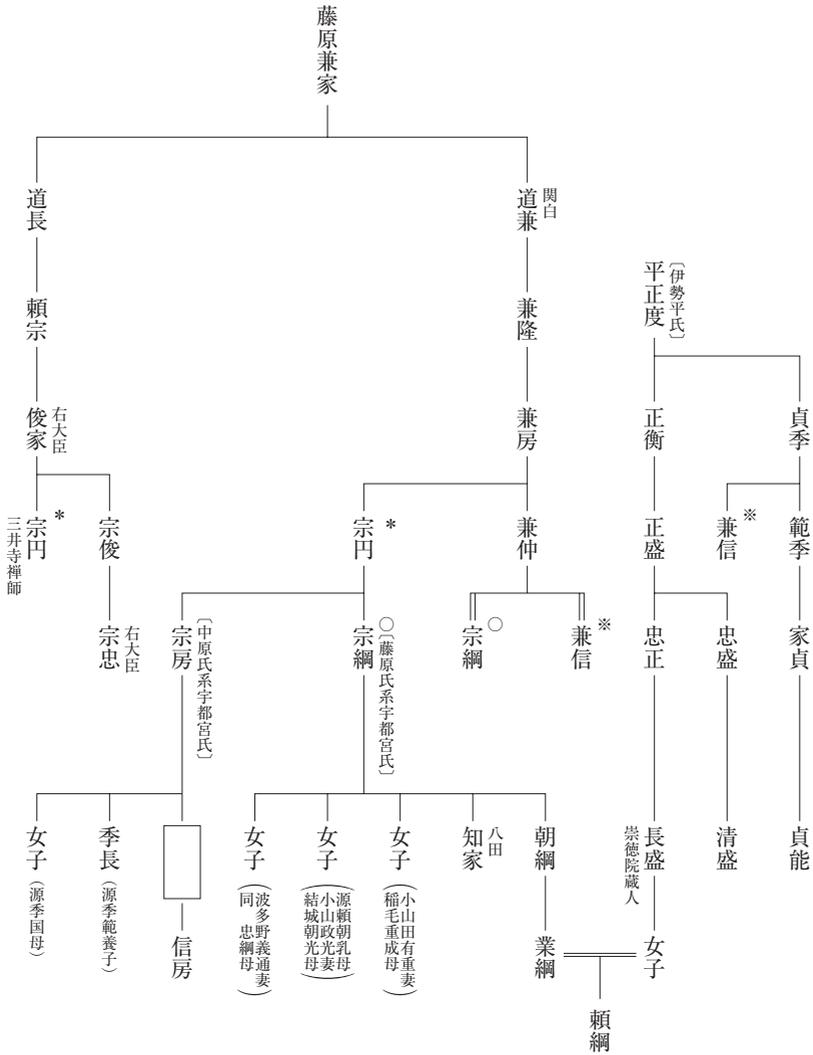
建保二年（一二二四）五月、鎌倉幕府三代将軍源実朝は、火災で焼失した園城寺唐院ならびに堂舎・僧坊を修造するために大内惟義と大江尚友を総奉行とし、宇都宮蓮生・佐々木広綱・安達親長・内藤盛家以下十八人を雑掌に定めた。大内惟義は河内源氏一門の有力者として全体の差配にあたり、大江尚友は文士として事務方を担当。宇都宮蓮生以下の十八人は、それぞれ私財をもって堂舎・僧坊の造営を担当したのである。⁶⁾ その雑掌の二番目にあげられて「四足門」を担当することになった佐々木広綱は園城寺の所在する近江の守護であるから当然であるとしても、なぜ宇都宮蓮生（頼綱、宗円の玄孫）が筆頭にあげられて「山王社并拜殿」という最大の負担を負うことになったのか。おそらくそれは、宇都宮氏と園城寺の特別な関係によるものであるろう。とするならば、そこで想起されるのは、実

在の宗円が園城寺の僧であったということである。

なぜ宗円が宇都宮氏の系図に藤原道兼流、あるいは石山座主として伝えられるに至ったのかは不明とせざるをえないが、宇都宮氏の始祖宗円と実在の園城寺僧宗円が同一人物であった可能性は高いものと見てよいのではないだろうか。

注

- (1) 『尊卑分脈』・『宇都宮系図』（『続群書類従』巻第五百五十二に正本一部と別本二部が収録されている）。
- (2) 鴨志田智啓「宇都宮氏出自考」。鴨志田氏が『中右記』の所見としてあげたのは、康和四年（一一〇二）四月十九日・同五年十月八日・天仁二年（一一〇九）十月八日条であるが、三番目は誤りで、正しくは天仁二年十月二十六日条の裏書である。
- (3) 『宇都宮系図』別本には、宗円は康平三年（一一〇六）、十八歳の時に後冷泉院の勅命を受けて宇都宮に下向したとある。これに従えば、宗円の生年は長久四年（一一〇四）ということになる。
- (4) 拙著『源氏と坂東武士』。
- (5) 以上、三井寺と河内源氏の結びつきの発端については、永井晋「園城寺と河内源氏―戒誓・覚義から公暁まで―」（『国史学』第一二〇一号、二〇一〇年）を参照。
- (6) 『吾妻鏡』同月七日条。永井晋「園城寺と河内源氏―戒誓・覚義から公暁まで―」。



宇都宮氏とその係累 (『尊卑分脉』等による)

二 宗綱の武士化

『尊卑分脈』は、宗円の子の宗綱について、外記・伊豆守に任じた中原宗家の子であるという説を記す一方、はじめ叔父である藤原兼仲（兼房の子）の養子になったが、宗房が生まれたので、これを兼仲の継嗣として実父のもと（宇津（都）宮流）に帰ったと述べる。しかし、佐々木紀一氏が指摘するように、外記から伊豆守に任じた中原宗家は実在するものの、彼が活動したのは十二世紀末のことであり、平治元年（一二五九）卒と伝えられる宗綱（宇都宮系図）別本の父とすることは不可能である。ただし、『尊卑分脈』に宗綱の弟として「改姓於中原」と見える宗房は、文治三年（一一八七）頼朝から貴界島征討を命じられたことで知られる宇都宮信房の祖父にあたることが明らかであるから（『吾妻鏡』文治二年二月二十九日条）、宇都宮氏が中原氏と親族関係にあったことは間違いない。²⁾

『吾妻鏡』は宗綱を「八田武者所」と称したと伝える。彼は八田なる地に留住しながら、院武者所として在京活動を行っていたことになる。宗綱の在地領主化と武士化がうかがえるのである。

宗綱が武士身分を獲得した背景については、佐々木紀一氏が、この中原氏と院の北面・近臣としての同僚である坂戸源氏、隨身下毛野氏、さらには紀伊佐藤氏などが密接な婚姻・養子関係で結ばれていた事実を紹介しているのがヒントになるように思われる。³⁾

坂戸源氏・紀伊佐藤氏は滝口・所衆・帯刀舍人などから馬允・衛府尉に任じ、檢非違使の宣旨を蒙った後に受領に至るといふ官途を歩む「京武者」の代表的存在といえ、宗綱はこうした一族との親縁関係を背景にして武士化を遂げたものと考えられる。

宗綱・宗房（宇都宮氏）の一族と京武者との関係の具体的事例としては、坂戸源氏の右馬允源季長が宗房の実子で、

その甥にあたる季国の母が宗房の娘であったことや、宗綱の養父兼仲が伊勢平氏の平貞季の子（兼信）も養子にしていることが知られる（『尊卑分脈』）。親族関係のあり方は甚だ複雑であるが、結局、宗綱は藤原氏を、宗房は中原氏を本姓とすることになったのであろう。

宗綱の系統は北家藤原氏道兼流という名門を標榜する武家ということになったわけだが、そのことについては、貴族と武士を明確に峻別することに慣れた従来の認識からすれば奇異にとらえる向きもあるかと思われる。しかし、たとえば、三条天皇の皇后城子の兄弟にあたる為任の孫為季が、承暦三年（一〇七九）の頃、相模国に住み、同国の押領使である景平なる者と合戦してその首を落としたので、今度は景平の一族が数千の軍兵を発して為季を攻めたという情報が京都にもたらされる（『水左記』同年八月三十日条）等の事例が示すように、この時代には、撰関期上級貴族の子孫の中にも地方に下って武士化する者が見られたのである。

注

- (1) 佐々木紀一「桓武平氏正盛流系図補輯（下）」（『国語国文』第六五巻第一号、一九九六年）。
- (2) 佐々木紀一「桓武平氏正盛流系図補輯（下）」。「吾妻鏡」は宗房に「造酒正」の官を付するが、中原宗家・宗政（宗家の父）、そして、この宗房も外記・造酒正を経て受領に昇進する官途を歩むとともに、院・女院の主典代をつとめていたことが、この佐々木氏の論文において指摘されている。なお、『尊卑分脈』は信房を宗房の子としている。
- (3) 佐々木紀一「桓武平氏正盛流系図補輯（下）」。
- (4) 竹内理三「相模国早河荘（2）―その武士―」（『神奈川県史研究』第九号、一九七〇年）参照。

三 宗綱の名字の地

宗綱が「八田武者所」と称されたことは前述の通りだが、八田は何処に比定されるのであろうか。この点については、中世において下野から常陸府中經由で奥州にアクセスするための幹線ルート上に位置し、常陸国の小栗御厨と伊佐郡の境界に所在した八田の地に比定する高橋修氏の所説に従いたい。¹⁾ 高橋氏によれば、この地は常陸平氏の勢力下にあるものの、経済・宗教的な拠点として近隣の領主たちが居館を構えるような共生・競合の場であったという。源頼義・義家が奥州進出を図るに際して常陸平氏と提携したことは周知に属するが、宗円・宗綱も源氏との関係から常陸平氏の支援をえたようで、常陸平氏の嫡宗である多気致幹の娘を妻に迎えた²⁾と伝えられる（「宇都宮正統系図」）。武士として在京活動を行った宗綱は、その門地と權威によって常陸平氏の婿に迎えられ、交通上の要地である常陸国八田に留住を遂げるに至ったのであろう。

その後、宗綱が芳賀・益子氏ら下野東部の在地勢力を膝下に従え、宇都宮に進出して行く経過については須藤聡氏の研究に譲りたいが、³⁾ その背景、あるいは実現の条件として、源義朝の下野守重任を付け加えておきたいと思う。

義朝が下野守に補任されたのは仁平三年（一一五三）三月二十八日（『兵範記』）。そして保元元年（一一五六）十二月二十九日に「造日光山功」によって重任している（同）。義朝が下野守に任じられたとき、河内源氏の族長権は義朝の父為義の手に属するものであったが、すでに義朝は坂東に地域的な権力を築いており、宗綱もその家人となっていたとみてよい。むしろ、宗綱の義朝に対する従属は、坂東武士としての側面よりも、院に祇候する京武者として、院近臣の武家棟梁に奉仕する関係を重視するべきかも知れない。義朝にとつて、宗綱は祖父義家以来の関係があった。また、宗綱の一族である中原氏は、院・女院の主典代として活躍する家柄であったし、宗綱は義朝の任国下野の東

に接する要地に拠点を有する存在であったから、彼を重用するのは必然のこととなる。

久安三年（一一四七）後白河院の母である待賢門院の側近であった熱田大宮司家の藤原季範女と義朝の間に、のちに嫡子に立てられる頼朝が生まれたが、その養育を担う乳母として宗綱の娘（のちの寒河尼）が採用されたのも首肯されるところであろう。^① 彼女は保延四年（一一三八）の誕生で、頼朝は少年時代に皇后宮少進・上西門院藏人・内蔵人を歴任しているから（『公卿補任』元暦二年）、かなり高度な貴族的教養を身につけていたはずで、その乳母は京都文化を享受した女性でなければなかった。一方、武家の子弟の乳母は譜代の家人の家から出されたから、^② 乳母採用の選択肢はかなり限定されるものだったのである。

ちなみに、彼女は『老士雑談』（『改訂史籍集覧』第十三冊所収）に、近衛天皇に仕えていたと記されている。信濃国の井上氏の祖である頼季の娘が高陽院（鳥羽皇后・藤原泰子）の乳母として出仕した事実や、^③ 頼朝の乳母の一人であった比企局の長女（丹後内侍）が、二条天皇に女房として仕えて「無双の歌人」と呼ばれたと伝えられていることを踏まえると（『吉見系図』・『吾妻鏡』養和二年三月九日条）、蓋然性の高い話といえよう。

注

- (1) 高橋修「常陸守護」八田氏再考―地域間交流と領主的秩序の形成―。
- (2) 『栃木県史 史料編・中世四』（栃木県、一九七九年）に収録。
- (3) 須藤聡「奥羽周辺地域の武士団形成―下野国を中心に―」。
- (4) 松本一夫「寒河尼」（同『下野中世史の研究』岩田書院、二〇一〇年、初出二〇〇六年）。
- (5) 米谷豊之祐「武士団の成長と乳母」（『大阪城南女子短期大学研究紀要』第七巻、一九七二年）。

(6) 佐々木紀一「信濃井上氏の成立と展開」(『山形県立米沢女子短期大学紀要』第四二号、二〇〇七年)。

四 下野国への進出

宗綱が下野に進出した背景として下野守に約七年間にわたって在任した源義朝の存在を指摘したが、その間、義朝は在京していたから、下野国には目代が派遣されていたはずである。拠るべき史料のない全くの憶測であるが、その目代に宗綱ないしは彼の一族が補された可能性を指摘しておきたい。

伊勢平氏の正盛が白河院に登用される以前、加賀・播磨国衛の檢非違所や厩別当をつとめたことは『平家物語』(巻四 南都牒状)でよく知られる話だが、正盛と同じ京武者で、衛府尉や馬允に任官するのを例とし、「公」を名の通字とする橋氏が、一族相承して讃岐国の目代に任じたという事実もある。¹⁾宗綱やその一族が、義朝管下の下野国衛で何らかのポストを得たことは十分に可能性のあるところであろう。宗綱が軍事・警察に関わる職務を担当し、文士である中原氏流の一族は文書行政を担当したことも想定されよう。藤原氏流と中原氏流の宇都宮氏が成立した事情は、右のように考えられないであろうか。

その傍証となるのが、下野国最有力の在庁官人(大掾)である小山政光が源頼朝の乳母をつとめた宗綱女と結婚した事実である。嫡子朝政の誕生は久寿二年(一一五五)であることからすると、この結婚はその前年あたり、すなわち宗綱女が十七歳の頃に想定できるであろう。²⁾

また、宗綱は国衙機構掌握の一環として、そのイデオロギー的な基盤である国一宮の宇都宮社(二荒山神社)にも

進出を遂げていたことが想定できる。前述のように、源義朝が「造日光山功」によって下野守を重任していることは、そのおおきな裏づけとなる。そして、そもそも彼の祖父宗円は宇都宮社における祈祷を目的に下向し、宇都宮屋主となったと伝えられる存在なのである。のちに宗綱の子の朝綱が、源頼朝によって宇都宮社務職を安堵されていることからして〔吾妻鏡〕元暦元年五月二十四日条)、宇都宮氏の宇都宮社との関係は宗綱の時代には成立していたとみてよいであろう。⁽³⁾

かくして、宗綱は、奥州の反乱鎮圧を祈請する機能を有する宗教装置が所在し、常陸府中経由で奥州にアクセスするための幹線ルートの出発点でもある、水陸交通の要地宇都宮に本拠を構えることになったのである。

宗綱の死没年については、『宇都宮系図』別本に「平治元年八月廿日」、^(一五九)『宇都宮正統系図』には「応保二壬午八月二十日卒、年七十七」とある。

注

(1) 野中寛文「讃岐武士団の成立―綾氏系図をめぐって―」(『四国中世史研究』創刊号、一九九〇年)。なお、讃岐目代をつとめた橘氏の一族が鎌倉幕府の御家人として展開していく過程については、岩田慎平「小鹿島橘氏の治承・寿永内乱―鎌倉幕府成立史に寄せて―」(『紫苑』第八号、二〇一〇年)を参照されたい。

(2) 拙著『坂東武士団の成立と発展』第二章第一節二「小山氏武士団の軍事的構成」註(39)。松本一夫氏は、朝政の誕生が平治の乱以前であることから、そうすると宗綱女と小山政光の結婚は京都で行われたことになるが、当時政光が在京した証拠はないという理由で、朝政を宗綱女の所生とすることを否定する(同氏「寒河尼」)。しかし、近年の武士論研究の成果からすれば、東国武士、しかも在庁クラスの有力武士の子弟が青年期から在京活動を行うことは、むしろ普通に見られることであつたように思わ

れる。のちに朝政が兵衛尉↓左衛門尉（さらに檢非違使の宣旨を蒙る）↓下野守の官途を歩み、五位に叙せられているのも、青年期までの在京活動が前提になっていたと考えるべきであろう。

(3) 宇都宮の地政学的な評価や宇都宮社が奥州の反乱鎮圧を起請する機能を有する社檀であったことについては、山本隆志「辺境における在地領主の成立―宇都宮朝綱を中心に―」に詳しく論じられている。

五 朝綱・知家の在京活動

宗綱には朝綱と知家の男子があり、朝綱が宇都宮を称したのに対して、知家は八田を名乗っている。『尊卑分脈』は、朝綱について「鳥羽院武者所」「後白川院北面」「左衛門尉」、知家については「武者所」「右馬允」「左衛門尉」「筑後守」また、中原氏系の信房については「所衆」と、中央に武官として出仕した経歴を記す。これらを確実な史料によって検証してみたい。

朝綱については、すでに旧稿で明らかにしたように⁽¹⁾、仁安三年（一二六八）正月に右兵衛尉、治承四年（一二八〇）正月に左衛門権少尉に補任されたことが記録から確認できる（『兵範記』『玉葉』）。知家については、『吾妻鏡』養和元年（一二八二）閏二月二十三日条（寿永二年（一二八三）二月二十三日条の錯簡⁽²⁾）に「八田武者所知家」、ついで元暦元年（一二八四）八月八日条に「八田四郎武者朝家⁽³⁾」と見える。信房も『吾妻鏡』養和元年閏二月二十三日条に「宇都宮所信房」、文治二年（一二八六）二月二十九日条に「所衆中原信房」、文治三年九月二十二日条に「所衆信房⁽⁴⁾」とあり、『尊卑分脈』の記事が裏付けられる。

ここで注目されるのは朝綱の官歴である。旧稿でも指摘したように、治承・寿永内乱以前の段階において、東国武士の衛門府尉への補任は、源氏庶流も含めて他に例を見ないからである。平重盛に仕えた甲斐源氏嫡流の武田有義でさえ兵衛尉にすぎなかったのであるから、朝綱のステイタスは在京武士の中でも群を抜いていたといえる。

ところで、平治の乱で源義朝が滅亡してしまった後であるにも拘わらず、朝綱がそのような地位を維持・獲得した背景としては、建前上の藤原道兼流という血筋の良さへの評価もさることながら、親族として一体の關係にあった院主典代をつとめる中原氏の存在などを通して構築された京都貴顕との關係が功を奏したものであろう。

ちなみに、朝綱の兵衛尉への補任は保元三年（一一五八）七月に左右兵衛尉への補任を条件に募られた左馬寮の四足門と庁屋の造進に応じて、欠官になっていた刑部丞拝任を望んだ成功によるものであった。⁽¹⁾しかし、朝綱も無位無官からいきなり兵衛尉に任じたというわけではなく、当時の制度的な常識を踏まえれば、『尊卑分脈』の記すように、それ以前に院の武者所あるいは内藏人所の滝口などの職歴を有していたものと思われる。ちなみに、信房の任じた所衆は藏人所に属し、武的な職務を担うが、格は滝口より上である。⁽²⁾本来文士である中原氏系の宇都宮氏が武士化しながらも、官制上藤原氏流のそれよりも高い位置にあったことがうかがえるのである。⁽³⁾なお、朝綱が後白河院の北面に祇候したことについては後述に委ねたい。

注

(1) 拙稿「東国武士と中央権力―鎌倉政権成立史研究の一視点―」（拙著『中世東国武士団の研究』、初出一九八二年）。

(2) 石井進「志太義広の蜂起は果して養和元年の事実か」（『石井進著作集 第五卷 鎌倉武士の実像』岩波書店、二〇〇五年、初出一九六二年）。

- (3) 武田有義については、拙稿「源平内乱期における『甲斐源氏』の再評価」(佐伯真一編『中世の軍記物語と歴史叙述』竹林舎、二〇一一年)を参照されたい。
- (4) 仁安二年十二月十三日「藤原朝綱申文」(吉田早苗「京都大学附属図書館所蔵『兵範記』紙背文書にみられる申文」(『東京大学史料編纂所報』第一四号、一九七九年)・同「兵範記」紙背文書にみえる官職申文(上)」(同 第二三号、一九八八年)に翻刻収録(京大本二二号陽明文庫本六〇号)。ちなみに、この申文が宇都宮朝綱のものであることについては、拙稿「惟宗忠久をめぐる」(拙著『中世東国武士団の研究』、初出一九九一年)で述べた。

(5) 『古事類苑』(官位部二十八) 参照。

- (6) 藤原氏系の宇都宮(八田)氏ではじめて受領に任じたのは、朝綱弟の八田知家である。それは彼が在京活動に従事したこととともに、義朝の猶子として源氏一門に準じられる存在であったことによるらしいが、それも源頼朝死後の段階に至ってからのことである(拙稿「執権政権下の三浦氏」(峰岸純夫編『三浦氏の研究』名著出版、二〇〇八年、初出一九八三年)註(10))。朝綱の系統では、孫泰綱の下野守補任をまたなければならぬ(『吾妻鏡』における下野守としての初出は暦仁元年(一二三八)二月二十八日条)。一方、中原氏系の信房は早くも建永元年(一二〇六)四月三日の臨時除目で大和守に任じられている(『三長記』同日条)。なお、信房については、宮崎圓邊「泉涌寺の建立と宇都宮信房」(石田充之編『鎌倉仏教成立の研究 俊仍律師』法蔵館、一九七二年)を参照。

六 平家政権下の宇都宮氏

宇都宮朝綱の右兵衛尉任官は成功によるものであったが、さらに格上の左衛門権少尉への昇任は如何なる理由に

よるものだったのであろうか。制度的に考えると、当時の朝綱にとっては、兵衛尉が到達しうる最高の地位であって、それ以上の官を望むのはその家格から困難なことだったのではないかと思われる。それが達成される条件として考えられるのは、経済的負担のように競合するような形ではない「功」(勲功賞)ということにならう。

はたして、朝綱は大きな「功」を立てていたのである。すなわち、『山槐記』治承三年(一一七九)十二月二日条に、

右衛門佐業房、院近習、御寵人、於清水寺(寺)法師房、為兵衛尉知綱被擲取、於右大将許拷問云々、日来所隱遁也

と見える。ここに登場する「兵衛尉知綱」こそ、宇都宮朝綱に他ならないであろう。当時「トモツナ」を実名として兵衛尉に任じた人物としては、平家の有力家人伊藤(藤原)忠清の子の「友綱」がいるが、彼の兵衛尉補任は翌年の宇治川合戦後の除目をまたなければならない(「玉葉」治承四年五月三十日条)。

さて、ここで朝綱に捕らえられた右衛門佐業房は、後白河院の寵姫丹後局(高階栄子)の前夫で、院の信任のあつてい存在であった⁽¹⁾。治承四年十一月十四日、福原から大軍を率いて上洛した平清盛は、翌十五日より武力を背景にして、後白河の院政を否定するクーデターを敢行したのであるが、業房はその際に逃亡を図り、この日に至って清水寺で朝綱の手によって捕縛されたのである。朝綱は平家の武力として積極的に行動していたのであろう⁽²⁾。文中の「右大将」は平宗盛のことであり、彼は業房を六波羅ないしは八条の宗盛亭に拘引したのであつた⁽³⁾。

頼朝の挙兵後、朝綱はどのような行動をとったのであろうか。下野国の有力在庁である小山政光に嫁していた彼の妹(のちの寒河尼)は、夫や嫡子が在京中であるにも拘わらず、「鍾愛の末子」(のちの結城朝光)をとめない、房総平定を果たして隅田宿に滞陣していた頼朝のもとに参向している(「吾妻鏡」治承四年十月二日条)。このとき夫の政光

や嫡子の朝政は在京中であつたから、彼女は頼朝の乳母という立場からこの行動をとつたものと思われる。そして、嫡子朝政は平維盛の率いる頼朝追討軍に従つて下向した際に、軍を離脱して頼朝の陣営に赴いたが、夫の政光は寿永二年（一一八三）二月に至つても、皇居警衛（内裏大番）のために在京を続けている⁽⁵⁾。朝綱もまた平家に仕えて同二年七月のいわゆる平家一門の都落ちの時点に至るまで長く在京を重ねたようである。この間、在京中の東国武士は治承四年の宇治合戦や寿永二年の北陸道における木曾義仲追討戦に動員されているから、朝綱も平家軍の一員としてこれらに従軍した可能性が高い。

注

- (1) 『平安時代史事典』（角川書店、一九九四年）「平業房」の項（西井芳子執筆）。
- (2) このクーデターの政治的意義については、上横手雅敬「平家政権の諸段階」（御家人制研究会編『中世日本の諸相 上巻』吉川弘文館、一九八九年）参照。
- (3) 『吾妻鏡』元暦元年五月二十四日条には「左衛門尉藤原朝綱拜領伊賀国壬生野郷地頭職。是日来雖仕平家、懇志在関東之間」と見える。
- (4) 宗盛亭の所在については、高橋昌明「平氏の館について―六波羅・西八条・九条末―」（『神戸大学史学年報』第一三号、一九九八年）を参照されたい。
- (5) 拙稿「平家政権下における坂東武士団」（拙著『坂東武士団の成立と発展』）。
- (6) 治承四年（一一八〇）五月二十六日の宇治合戦には、相模の三浦義澄、下総の千葉胤頼が（『吾妻鏡』同日条）、また寿永二年（一一八三）六月一日の加賀篠原の合戦には、伊豆の伊東九郎（祐清）、相模の大庭五郎（景久）、上野の真下（瀬下）四郎（広

親)〔延慶本平家物語〕第三末の十三)が平家軍に従っている。

七 宇都宮朝綱の東国下向の時期について

朝綱が坂東に下って頼朝の陣営に属した時期については、『平家物語』諸本の記事に基づいて寿永二年(一一八三)七月の平家都落ちの時点とする見方と、それ以前とする見方がある。

後者の根拠とされるのは、『吾妻鏡』寿永元年八月十三日条に、源頼家誕生の際に護刀を献じた御家人の筆頭として「宇都宮左衛門尉朝綱」の名が見えることである。しかし、この日と前日の条に所見する師岳(師岡)重経・土屋義清の官途が不審であることから、これらの記事が史料として信頼のおけないことについては既に旧著で指摘したとおりであり、⁽²⁾ 寿永二年二月の下野野木宮合戦に関する記事にも宇都宮氏からは朝綱の弟の八田知家と中原氏系の信房しか参戦しておらず、朝綱は当時在京していたことがうかがわれるのである。⁽³⁾

一方、山本隆志氏は、『転法輪鈔』に収められた「宇都宮一切経釈表白」⁽⁴⁾の記述(左掲)に基づいて、朝綱の東下の目的は頼朝への参向ではなく、宇都宮社において一切経会を催行するためであったことを指摘している。⁽⁵⁾

大施主発^セ 此大願由緒者去治承二年天下忽乱源氏平氏領東領西三関悉塞七道併動、爰大施主身龍華洛跡絶生
国、憂而涉歲歎而送日、心中發大願云若天下安穩再向生国者為宇都宮大権現奉^ヲ 書写一代聖教以開題供養至^イ
法菴莊嚴^ヲ 誓大願、刻心感応相交天下忽靜謐^{シテ} 得^{ケリ} 下向^{スルコトヲ} 本国^ニ、故果昔日之願念⁽⁶⁾

山本氏は、文中の「大施主」が宇都宮朝綱であることを明らかにし、「治承二年」が正しくは「治承四年」であることを指摘した上で、「大施主は「華洛」（都）に在つて「生国」の様子を憂いて日々を送り、聖教を書写し、本国に下向して供養したい、との大願を發した」と解釈し、この表白について「治承四年（あるいは直後）の、宇都宮大明神前における一切供養会を内容とすることが確認される」と論じたのである。

しかし、この文意は「大施主がこの大願を發した理由は、去る治承四年に天下が乱れて東西で源平の戦いがはじまつたことによる。大施主は生国を離れて都にいたので、憂いて数年を過ごしたが、もし天下が安穩になり再び生国に戻れたならば、宇都宮大権現で一切供養会を行いたいと大願を心中に發した。この思いが通じて天下は忽ちに静謐に歸したので、本国に下向して昔日の願いを果たした」と読み取るべきではないだろうか。一切供養会は乱中ではなく、内乱終息後に行われたと見るべきであらう。

山本氏は、「宇都宮朝綱の鎌倉奉公は寿永元年（一一八三）八月からであり、翌年には「宇都宮社務職」を安堵されている。頼朝の下に参向する前に、本国下向・一切経供養していたのではないだろうか。宇都宮朝綱が頼朝から一目も二目もおかれるのは、宇都宮社での法会の大檀那であつたからと想像される」と述べ、さらに「宇都宮朝綱は、内乱のなかで、都から本国に下向し、一切経会を挙行したのであり（多数の供僧を動員したのである）、一切経会の国家的性格を考えると、朝綱の果した役割の大きさが推し量られよう」と論じているが、東国下向および宇都宮社務職安堵の時期も含めて首肯しがたいのである。⁽⁸⁾

宇都宮朝綱が長く平家に祇候して鎌倉参向が遅れたにも拘わらず、頼朝から高くもてなされたのは、弟の知家や一族で中原氏系の信房がすでに頼朝の陣営に加わつていたことに加えて、彼自身の貴族社会におけるステータスの高さと院権力周辺との人脈、そして妹がほかならぬ頼朝の乳母であり、さらに彼の姻戚に下野の小山氏・相模の波

多野氏・武蔵の小山田氏など錚々たる東国の豪族がひかえていたなどの事情をまず想起すべきであろう。¹⁰⁾

注

- (1) 『平家物語』巻第七「聖主臨幸」、『延慶本平家物語』第三末の二十八「筑後守貞能都へ帰り上ル事」。
- (2) 拙著『坂東武士団の成立と発展』(弘生書林、一九八二年)第三章二の註(62)。
- (3) 拙著『坂東武士団の成立と発展』第二章第一節九六頁。『吾妻鏡』元暦元年五月二十四日条には、宇都宮朝綱が「在京して平家に仕えながらも心を関東に通わし、ひそかに都を遁れ出て頼朝のもとに参上した」ゆえに、その功をもって伊賀国壬生野郷地頭職を拝領したことが記されているが、朝綱の壬生野郷地頭職補任は翌年の六月以降のことではなければならず(次節註(3)参照)、この条の記載内容は検討を要する。
- (4) 永井義憲・清水宥聖編『貴重古典叢刊6 安居院唱導集 上巻』(角川書店、一九七二年)二七九―二八〇頁。
- (5) 山本隆志「辺境における在地領主の成立―宇都宮朝綱を中心に―」。
- (6) この部分は山本氏が前注の論文に引用しているが、あらためて刊本から引用しなおし、読点は出来るだけ山本氏引用のままに表記した。
- (7) 山本隆志「辺境における在地領主の成立―宇都宮朝綱を中心に―」。
- (8) 『吾妻鏡』元暦元年(一一八四)五月二十四日条は、頼朝が頼綱に宇都宮社務職を安堵したのを伊賀国壬生野郷地頭職補任と同時のこととするが、この条が不審であることは注(3)で述べたとおりである。
- (9) 『吾妻鏡』文治二年(一一八六)二月二十九日条に、信房が祖父宗房の「旧勞」によって恩賞を与えられたことが見えるが、この宗房の旧勞とは何か、気になるところである。

(10) 朝綱の姉妹は小山政光(『吾妻鏡』治承四年十月二日条)・小山田有重(『宇都宮系図』・波多野義通(『秀郷流系図』松田)の妻となつてゐる。また、『真名本曾我物語』巻第六には「この宇津宮の女房と申すは、千葉介常胤の結城腹の御娘、今年は廿三とぞ聞えし」と見え、下総の千葉氏との婚姻関係も想定できる。

八 伊賀平氏と宇都宮氏

平家政権下の宇都宮氏について特に注目されるのは、平清盛の「専一腹心の者」と称された平貞能との関係である。『吾妻鏡』文治元年(一一八五)七月七日条によると、平家滅亡の後、出家した貞能は宇都宮朝綱を頼つて東下。朝綱は、貞能の身を預かることを懇望したにもかかわらず承諾しない頼朝に対して、「後日、もし彼の入道(貞能)、反逆を企つるの事あらば、永く朝綱の子孫を断たしめ給うべし」とまで言い切つて許可を得ている。その理由について語つてくれるのが読み本系の『平家物語』諸本で、『長門本平家物語』巻第十四「朝綱重能有重被免事」には、寿永二年(一一八三)七月の平家一門都落ちの際、貞能が内大臣宗盛に対して、長年平家に仕えて在京していた宇都宮朝綱・畠山重能・小山田有重の本国下向を訴えて許させた上、朝綱を預かつて特別な「芳心」をほどこしたとある。また『源平盛衰記』巻三十一「貞能小松殿の墓に参る」小松大臣如法経の事」には、貞能と宇都宮氏が外戚の關係にあつたことが記されている。

川合康氏はこれらを踏まえて、宇都宮氏出身の女性が貞能の父である家貞の妻となり、貞能を生んだ可能性を指摘している。⁽²⁾元暦元年(一一八四)七月に貞能の兄で伊賀平氏を中心人物であつた平田家継が反乱を起こした後、そ

の勢力下にあった同国壬生野郷の地頭職が宇都宮朝綱に与えられた理由も、彼が「北伊賀に残る平田家継・平貞能ゆかりの旧勢力と合意を形成しやすい人物」であったことによるというわけである。⁽³⁾

川合氏はさらに、京都市左京区の大悲山峰定寺に、長寛元年（一一六三）六月、「平貞能母尼」が願主となって造立した金剛力士像がのこされていることから、「この時点でも、貞能の母は在京しており、宇都宮氏と平家貞・貞能との結合の要になっていたものと想像される」と述べている。⁽⁴⁾

一方、佐々木紀一氏は、『宇都宮系図』・同別本・『宇都宮正統系図』が、いずれも朝綱の孫頼綱の母を「新院藏人長盛女」とすることに注目して、これを保元の乱で敗れた崇徳院藏人平長盛（平正盛の孫）の娘に比定。その上で保元の乱の結果孤児となった彼女が、同族である家貞・貞能に託された可能性を想定し、貞能が宇都宮氏を頼った動機をそこに求めている。⁽⁵⁾

果たして、平貞能の母が宇都宮氏出身であったのか、宇都宮頼綱の母が貞能の養女であったのか決め手に欠けるけれども、伊勢・伊賀平氏の一門と宇都宮氏が外戚の関係にあったことは確実で、とくに朝綱が清盛の腹心である貞能と強い関係にあったことは、先述のように、治承三年（一一七九）のクーデターの際に院の近臣平業房を捕縛したことにみられるような積極的な行動に反映されているように思われる。ここにも東国武士の在京活動における『一所傍輩』のネットワークの一例が指摘できるわけだが、⁽⁶⁾宇都宮氏の場合は、純粹な東国武士というよりは、東国に留住した「京武者」として評価されるべきなのかも知れない。⁽⁷⁾また、藤原氏系と一体になって宇都宮氏を構成した院主典代を輩出した中原氏系の一族の存在にも留意する必要があるだろう。

注

(1) 平家都落ち前後の平貞能の動向については、上横手雅敬「小松殿の公達について」(安藤精一先生退官記念会編『和歌山地方史の研究』宇治書店、一九八七年)を参照されたい。このことで、『平家物語』諸本のうち、史実ともっとも整合する内容をもつのは『源平盛衰記』(巻三十一「貞能小松殿の墓に参る。小松大臣如法経の事」)である。なお、『平家物語』の長門本(巻第十四)で宇都宮朝綱と畠山重能・小山田有重が同一行動をとったとされているのは、有重が朝綱の姉妹の夫(『宇都宮系図』)、重能と有重が兄弟の関係にあること(『尊卑分脉』)によるのであろう。

(2) 川合康「中世武士の移動の諸相―院政期武士社会のネットワークをめぐって―」(『メトロポリタン史学叢書1 歴史のなかの移動とネットワーク』桜井書店、二〇〇七年)、同『日本中世の歴史3 源平の内乱と公武政権』(吉川弘文館、二〇〇九年)、『伊賀市史 第一巻 通史編 古代中世』(伊賀市、二〇一一年)中世第一章第一節「鎌倉幕府の成立と守護・地頭の設置」(川合康執筆)の記事を元暦元年五月二十四日条に収めているが、壬生野郷地頭職補任の事実は他の史料によつて確認できるものの、その補任は翌年の六月以降でなければならず、同日条の所収は誤っている。この点も、川合論文の指摘するところである。

(4) 川合康『日本中世の歴史3 源平の内乱と公武政権』七四頁。

(5) 佐々木紀一「桓武平氏正盛流系図補輯(下)」。

(6) 「『一所傍輩』のネットワーク」については、拙著『源氏と坂東武士』を参照されたい。

(7) 拙稿「豪族的武士団の成立」(元木泰雄編『日本の時代史7 院政の展開と内乱』吉川弘文館、二〇〇二年)において、私は宇都宮氏を「『京武者系』に準ずる地域権力」と評価した。

九 「後白河院北面歴史」の所見について

宇都宮朝綱が後白河院の北面に祇候したことについては、彼の親族である中原氏が後白河院の庁官として、その近習であったこと⁽¹⁾や、平治の乱後、下野国が後白河院の分国になっていたという事実⁽²⁾からも容易に想定することが出来るが、その事実を明確に物語る史料がのこされている。それは、美術史家の小松茂美氏によって紹介された「後白河院北面歴史」である⁽³⁾。

この史料は後白河院の下北面に祇候した人々の名簿であり、従四位下の位階をもつ和氣貞経(采女正・権侍医)を筆頭に、文士・武士・神官・僧、さらには女性職員である「雑仕」まで四〇〇人近い人名があげられている。小松氏の考証によれば、その成立は文治五年(一一八九)七月以後、建久二年(一一九二)におよぶ時期にあたるという。

この歴史で注目されるのは、草創期の鎌倉幕府で活躍した人物の名がしばしば所見することである。文士としては中原(大江)広元・藤原俊兼・源邦成⁽⁴⁾、武士では藤原(後藤)基清・橘公長らである。彼らが頼朝に仕える以前から院権力と密接な関係を有していたことがうかがえよう。このほか「近衛殿侍」の尻付を付された藤原以頼は『平家物語』巻第十「横笛」に「滝口入道」として登場する齋藤時頼の父⁽⁴⁾。また、藤原能清は、西行の甥にあたる佐藤能清であろう⁽⁵⁾。時頼・能清の本国は、それぞれ越前・紀伊であるが、さらに伊予を本貫とする越智通信の名も見えている。「通清子」の尻付が付されているから、彼が伊予の河野通信であることは間違いない⁽⁶⁾。そして、宇都宮朝綱も「藤原知綱」としてこの歴史に所見するのである。なお当然のことながら、中原宗家も「従五位上」「前伊豆守」として名を載せている。

朝綱は平家家人であると同時に院の北面にも祇候しており、ここで中央における政治状況の核心をキャッチする

とともに、列島各地から出仕してきている武士たちとのネットワークも構築していたのであろう。治承・寿永内乱に際して、伊予の河野通信がいちはやく源氏方に身を投じ、単なる名簿奉呈の西国御家人としての行動に留まらず、幕府草創期の鎌倉にしばらく常駐するにいたるのは、このような在京活動で育まれたネットワークに基づく判断によるものであったはずである。源頼朝の樹立した政権の本質を考えると、これらの事実はずよく銘記されなければならぬ。

注

- (1) 佐々木紀一「桓武平氏正盛流系図補輯(下)」。
- (2) 飯田悠紀子「知行国主・国司一覽(天養元年〜寿永2年)」(永原慶二ほか編『中世史ハンドブック』近藤出版社、一九七三年)。
- (3) 小松茂美「右兵衛尉平朝臣重康はいた―後白河院北面歴名」の出現―(古筆学研究所『水茎』第六号、一九八九年)。
- (4) 斎藤氏については、浅香年木『治承・寿永の内乱論序説』(法政大学出版局、一九八一年)を参照されたい。
- (5) 佐藤氏については、目崎徳衛『西行の思想史的研究』(吉川弘文館、一九七八年)を参照されたい。
- (6) 佐伯真一「『平家物語』と『予章記』」(同『平家物語選源』若草書房、一九九六年、初出は一九八八年)。
- (7) 山内譲「伊予国における武士団の成立と展開」(同『瀬戸内海地域史の研究』法政大学出版局、一九九八年、初出一九七九年)。
山内氏は、河野氏がなぜはやくから源氏方に与同したのかというのは伊予中世史に関心をもつ者に長く疑問とされるところであったと述べている。
- (8) 最近、頼朝の挙兵決断の背後に後白河院の意志が存在したことが具体的に明らかにされつつあるが(上横手雅敬「院政期の源氏」(御家人制研究会編『御家人制の研究』吉川弘文館、一九八一年)・元木泰雄「頼朝軍の上洛」(上横手雅敬編『中世公武権力

の構造と展開』吉川弘文館、二〇〇一年）、そのことと関連して、頼朝拳兵当時の相模国の目代で平頼盛の郎等であった中原清業の名がこの「後白河院北面歴名」の中に見出せることにも注目しなければならない。頼朝の拳兵および鎌倉政権樹立の評価に際しては、東国の在地情勢のみならず、中央の政治状況も視野に入れた、より包括的な政治史理解が要求されるのである。なお、中原清業の果たした役割や平頼盛が頼朝の政権構立に大きく関わったことについては、拙稿「北条時政の上洛」（京都女子大学宗教・文化研究所『研究紀要』第二五号、二〇一二年）を参照されたい。

まとめと展望

本稿は中世の北坂東に有力な武士団を構成した宇都宮氏を取り上げ、最近の武士論研究の成果を踏まえて、その存在形態について考察を加えたものである。

一では、宇都宮氏の始祖と伝えられる宗円の実在性について検討し、彼が頼宗流藤原氏系の右大臣俊家の子「三井寺禪師宗円」である可能性を指摘したが、宇都宮氏の所伝で宗綱が道兼流藤原氏とされた理由については説明することが出来なかった。

二では、宗円の子宗綱が坂戸源氏や紀伊佐藤氏といった武家と密接な血縁関係を結んでいた中央官人中原氏との関係をもとに武士化をとげたことを想定し、三では、高橋修氏の研究に導かれながら、彼が常陸国八田に拠点を定めた事情について考え、その下野進出の背景として中原氏の仕える院権力と結んだ源義朝の下野守重任に注目した。また、宗綱の娘で源頼朝の乳母となったことが知られる女性（のちの寒河尼）が、近衛天皇のもとに祇候したという

所伝が蓋然性の高いものであることを指摘した。

四では、宗綱が彼の一族の有する吏僚的側面を背景に義朝の目代、或いは受領郎等の立場で国衙の一分課を管掌するような地位を得て、下野国衙に進出し、水陸交通の要衝に位置し、国衙在庁層のイデオロギーをになう国一宮宇都宮社の座主職を獲得したことを想定した。

五では、宗綱の子息である朝綱・知家および中原氏系の信房が京都において武士として活動した事実を追い、朝綱・知家が院の武者所・内の滝口から官途をスタートしたのに対して、中原氏系の信房が彼らより格上の内の所衆に任じていることを指摘するとともに、朝綱が頼朝の拳兵以前の段階で帯びていた左衛門尉という官職が当時の坂東武士のなかで突出して高いものであったことを再確認した。

六では、在京した宇都宮朝綱が平家のもとで警察活動に従事し、治承三年のクーデターに際して逃亡した院近臣平業房を捕縛したこと、そして、左衛門尉への昇任はその勲功賞であったという事実を明らかにするとともに、その後も平家の武力の一員として反乱勢力の追討戦に当たっていた可能性を述べた。

七では、山本隆志氏が「宇都宮一切経釈表白」の記事を根拠に朝綱が治承四年（あるいはその直後）に宇都宮に下向して国家的性格を有する一切経会を盛大に挙行し、その上で鎌倉に参向したことによって頼朝からあつく遇されたと述べていることに対して、それは同表白の誤読に基づくもので、朝綱が頼朝から高くもてなされた理由については、朝綱のステイタスとそれ由来するネットワークをまず考慮すべきであることを指摘した。

八では、平家の有力家人であった平貞能ら伊賀平氏の一族と宇都宮氏の関係について、川合康氏・佐々木紀一氏の研究に基づいて考察し、宇都宮氏の「二所傍輩のネットワーク」を具体化するとともに、その存在形態を東国に留住した「京武者」ととらえるのが適切であることを述べた。

九では、朝綱の後白河院北面祇候の事実が「後白河院北面歴名」の所見によって裏付けられることを明らかにするとともに、ここに記された院下北面のメンバーに成立期の鎌倉政権に出仕した文士・武士が少なからず見られることを指摘し、鎌倉に源頼朝の樹立した政権の本質、あるいは歴史的評価について再考する余地のあることを指摘した。

以上、本稿の内容についてまとめてみた。すでに紹介された史料に対する解釈に再検討を加えたものも含めて、宇都宮氏に関する新知見をいくつか指摘することが出来たように思う。ここで捕捉された宇都宮氏の存在形態は、従来の坂東武士一般に対する理解とは異なる側面が大きい。あらたなる鎌倉幕府論の構築を目標に掲げて、これまで在地からの発想に偏りがちであった中世成立期の地方武士の存在形態について、中央権力との関わりや広域的な視点から、さらなる事実解明の必要を痛感する次第である。

〔付記〕本稿は、京都女子大学宗教・文化研究所における平成二三年度共同研究「宇都宮氏周辺の文化環境（法然・親鸞登場の歴史的背景に関する研究Ⅲ）」（研究代表者）野口実【研究協力者】岩田慎平・畠山誠・前川佳代・藪本勝治）の研究成果の一部である。

なお、本共同研究による成果としては、ほかに岩田慎平「北条泰時執権期の鎌倉幕府に関する一試論」（京都女子大学宗教・文化研究所ゼミナール機関誌『紫苑』第一〇号、二〇一二年三月）がある。

〈キーワード〉

武士論 宇都宮氏 鎌倉幕府